

戸田市保育士宿舎借上げ支援事業 Q&A

令和 8 年 3 月現在

1. 制度の内容について

Q 1 どのような場合、補助対象となるのか。

・戸田市内私立保育所等（※1）を運営する事業者が、雇用する保育士（※2）を、事業者が借り上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借上げに係る経費を補助

（※1）戸田市内私立保育所等とは次の通り

- ・私立認可保育所
- ・認定こども園
- ・地域型保育事業のうち私立小規模保育事業所及び私立事業所内保育事業所

（※2）補助対象となる保育士は、事業者に雇用された者で、当該年度において、雇用開始の日が属する会計年度から起算して、5年目の会計年度末までの保育士とする。

Q 2 補助内容はどのようなものか。

対象経費	雇用する保育士向けの宿舎借上げに係る経費のうち、賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料 ※敷金、仲介手数料、保証金、更新事務手数料、火災保険料等は対象になりません。
補助率	新設 7 / 8、既設 13 / 16（県補助対象外の場合 3 / 4）
補助金額	1戸あたり対象経費の総額から保育士負担額を差し引いた額の上限を 75,000 円とし、新設は 7/8 (65,625 円)、既設は 13/16(60,938 円)（県補助対象外の場合、補助率 3/4（56,250 円））を補助金額上限とする。 ※令和 7 年度より本事業を申請した場合、上記補助額を令和 7 年 10 月 1 日より適用する。 ※令和 6 年度において本事業の補助対象保育士であって、令和 7 年度以降も引き続き本事業の対象保育士となった者が、同じ宿舎に入居している場合には、次に掲げる額を適用できる。 (1)当該年度開設施設 69,125 円 (2)当該年度以前開設施設 64,188 円
補助期間	事業者の雇用する保育士が、借り上げ宿舎に入居している期間。 ただし、補助対象となる保育士は、事業実施者に雇用された者で、雇用開始の日が属する会計年度から起算して、5年目の会計年度末まで

	<p>の保育士とする。また、本事業を利用し退職した場合は、その後、対象者とすることはできません。</p> <p>※補助金の申請は単年度毎に行っていただく必要があります。</p>
--	--

<参考>

※負担割合

(新設) 国 1/2、県 1/4、市 1/8、法人 1/8

(既設) 国 1/2、県 1/8、市 3/16、法人 3/16

※県補助対象外の場合の負担割合 国 1/2、市 1/4、法人 1/4

Q 3 法人が宿舎を借上げたら、補助対象となるか。

- ・法人が宿舎を借りただけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日から対象となります。なお、保育士の入居日は、住民票等で確認します。
- ・法人が保育士用宿舎として借上げている物件が助成対象です。法人及び職員・役員等が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。

Q 4 法人が、雇用する保育士へ住居手当を支給している場合は対象となるか。

- ・保育士本人へ住居手当を支給している場合は、補助対象となりません。

Q 5 保育士本人が、一部家賃を支払っている場合はどうか。

- ・家賃の一部を保育士本人が負担している場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象経費となります

(例) 家賃 100,000 円

本人負担 10,000 円

補助対象 90,000 円

(補助対象は 90,000 円ですが、補助基準額の上限が 75,000 円となりますので、補助金額は 75,000 円の 13/16 または 3/4 となります。)

Q 6 過去に支払った賃借料等は対象になるのか。

- ・遡りはしません。申請のあった月からが補助対象となります。

Q 7 保育士用の宿舎は戸田市内にあることが要件となるか。

- ・戸田市外の物件でも対象となります。

Q 8-1 礼金は対象経費となるか。

- ・賃貸借期間開始日の属する月に申請しないと、礼金は対象とはなりません。
- ・原則として過去に支払ったものは、補助対象経費とならず遡りはしませんが、例えば、4月中に宿舎を借り上げるにあたり、3月中に契約を行った場合の礼金は対象となります。
- ・賃借料、共益費(管理費)、礼金月額の合計が、上限 75,000 円の範囲で補助基準額となります。

- ・礼金の月額、賃貸借期間開始日の属する月から年度末までの期間で、自由に分割し設定することができます。

Q 8-2 更新料は対象経費となるか。

- ・更新料は更新後の賃貸借期間開始日の属する月から計上可能です（年度内分割可）。申請時に更新料の金額の根拠資料を提出してください（賃貸借契約書上に明記されている場合は不要です）。また、昨年度から継続して契約をしており、3月中に契約更新をし、新たな賃貸借期間が4月からの場合は、次年度に更新料を申請可能です。

Q 9 4月1日付採用の保育士で、3月中に入居した場合、3月分は補助の対象となるか。

- ・3月中は採用前であるため、対象にはなりません。当該補助制度は、①宿舎を法人等が借上げ、②条件を満たした保育士が入居してからが助成の対象ですので、4月分からは対象となります。

Q 10 年度途中で退職もしくは宿舎を出る場合はどうなるのか。

- ・退職日までの日割り賃料のみが補助対象となり、当該月の日数で日割り計算します。日割り計算した額と実際に支払った額を比較して低い方の額を月額基準額とします。また、日割り計算した場合は、小数点以下は切捨てとなります。

Q 11 保育士の入居日が、月末だった場合等の補助金はどうなるのか。

- ・月額基準額について、居住した日数が1か月に満たない場合は、当該月の日数で日割り計算します。日割り計算した額と実際に支払った額を比較して低い方の額を月額基準額とします。また、日割り計算した場合は、小数点以下は切捨てとなります。

Q 12 4月からの入居において、賃料を3月中に支払った場合、補助対象となるのか。

- ・4月分の賃料であることが領収書等で確認できれば、対象となります。

Q 13 1棟でも1戸でも対象になるのか。

- ・どちらでも補助対象となります。ただし、1棟の場合は、入居している戸数のみが補助対象となります。

Q 14 シェアハウスなど複数人（同一法人の職員）で居住していた場合、補助はどのようになるのか。

- ・補助金の基準は戸数単位となりますので、補助基準額上限 75,000 円の 13/16 を補助することになります。

(例) A 勤続6年目 B 勤続2年目

Aは補助対象外ですが、Bが補助対象者であるため、補助の対象となります。

Q 15 現在職員が個人で借りている施設を、補助対象施設とすることは可能か。

- ・補助対象施設の要件は、「保育施設の法人が、市内の保育施設に従事する職員のために借り上げる施設」となっており、法人が直接借り上げていることが要件となります。そのため、職員

と貸主間の賃貸借契約になっている施設は補助対象外となります。

- ・こうした施設の場合は、契約内容を法人と貸主間の賃貸借契約に変更をすることで補助対象施設とすることができます。ただし、変更契約後の賃貸借期間開始日が補助対象の起算日となります。

Q 1 6 単身者でないと対象とならないのか。(同居の親族等がいる場合)

- ・単身者であることを要件としておりませんが(家族と同居も可)、対象となる職員は生計中心者となります。補助対象者となるか確認のため、補助対象者及び同居人の課税証明書・給与明細書等の写しが必要となります。
- ・補助事業者の負担割合が 3/16→1/4 となるため、宿舍の入居者については十分検討してください。

Q 1 7 一施設につき、補助対象の戸数は何戸までといった制限はあるのか。

- ・制限は設けておりませんが、予算の範囲内となります。

Q 1 8 宿舍を貸すという現物給付になるが、本来は、本人が家賃を支出しなければならないところ、支出がないという点について、所得税の関係はどうなるのか。

- ・国税庁ホームページ

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2597.htm>) を参考にしてください。また、詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。

2. 補助対象者について

Q 1 補助対象保育士の条件は。

- ・令和 4 年 4 月 1 日以降に新規雇用された者で、雇用開始の日が属する会計年度から起算して、5 年目の会計年度末までの保育士となります。また、一人 1 回限りとなるため、本事業を利用し退職した場合は、その後補助対象とすることはできなくなります。

Q 2 保育所を運営する法人に採用されて 6 年目になる保育士が、同じ法人が運営するほかの園に異動して 1 年目という場合、対象になるのか。

- ・補助対象となる保育士は、法人に採用されてから 5 年度間が補助期間となります。
- ・同法人に採用されて 6 年目になる方は、異動して新たな保育所では 1 年目であっても本事業の対象外となります。

Q 3 現在採用後 5 年以上の保育士資格は所有していない職員がいるが、保育士資格を取得した場合、補助対象となるのか。

- ・新たに常勤保育士として採用されることになれば、補助対象となります。

Q 4 調理士、栄養士は対象となるのか。また、看護師は対象となるのか。

- ・対象となりません。保育士（みなし保育士を含む）のみが対象となります。
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）附則（平成 10 年 4 月 9 日厚生省令第 51 号）2 において保育士とみなされる保健師、看護師又は准看護師に関しては補助対象となります。

Q 5 常勤であれば、パートでも良いのか。また施設長でもいいのか。

- ・1 日 6 時間以上、月 20 日以上勤務であれば、雇用形態は問いません。パートでも対象となります。施設長は対象外です。

Q 6 産休中や育休中は対象となるか。

- ・雇用が継続されている場合は、補助対象となります。

Q 7 休職中の職員は対象となるか。

- ・雇用が継続されている場合は、補助対象となります。